

# (参考) 修業年限別の変更届等のイメージ

## 1. 修業年限4年の大学

※ 当該修業年限のその他の学校(例. 修業年限4年の福祉系高等学校)を含む。以下同じ。

1-①. 4年制の大学(既に指定を受けている施設(既存施設)の場合の例)

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
 変更届(事前)の提出(6ヶ月前まで)		 内容審査、必要に応じて補正							

1-②. 4年制の大学(新規指定。平成31年4月の開講の場合の例)

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
 指定申請書の提出(6ヶ月前まで)		 内容審査、必要に応じて補正							

※ 平成31年4月開講の場合に限り、設置計画書の提出は不要。

1-③. 4年制の大学(新規指定。平成32年4月以降の開講の場合の例)

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
	 設置計画書の提出(1年前まで)	 指定申請書の提出(6ヶ月前まで)	 内容審査、必要に応じて補正						

## 2. 修業年限2年の短大、専門学校

2-①. 2年制の短期大学、専門学校(既に指定を受けている施設(既存施設)の場合の例)

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
				↔ 変更届(事前) の提出(6ヶ月 前まで)		↔ 内容審査、必要 に応じて補正			

2-②. 2年制の短期大学、専門学校(新規指定。平成33年4月以降の開講の場合の例)

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
		↔ 設置計画書の 提出(1年前ま で)		↔ 指定申請書の 提出(6ヶ月前 まで)		↔ 内容審査、必要 に応じて補正			

※ 修業年限1年の場合の例は省略。

## 3. 修業年限3年の福祉系高等学校等

※ 福祉系高等学校等は授業概要(シラバス)の提出がないため、基本的には変更届は不要。(他の修業年限も同様)

3-①. 3年制の福祉系高等学校等(既に指定を受けている学校(既存学校)の場合の例)

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
		↔ 変更届(事前) の提出(6ヶ月 前まで)		↔ 内容審査、必要 に応じて補正					

3-②. 3年制の福祉系高等学校等(新規指定。平成32年4月以降の開講の場合の例)

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
↔ 設置計画書の 提出(1年前ま で)		↔ 指定申請書の 提出(6ヶ月前 まで)		↔ 内容審査、必要 に応じて補正					

## 4. 修業年限6ヶ月等の実務者施設

### 4-①. 修業年限6ヶ月等の実務者施設

(平成33年12月31日以前に修了する研修、平成34年1月1日以降に修了する研修の両方を行う施設、つまりカリキュラムの見直しに伴う変更届が必要な施設の例)

(例)

- ・ 研修の修了日が平成34年3月31日
- ・ 修業年限が6ヶ月
- ・ 研修の開始日が平成33年10月1日

平成33年度試験:試験内容は見直し前のカリキュラム、受験対象となる実務者研修は平成33年12月31日までに修了したもの  
 平成34年度試験:試験内容は見直し後のカリキュラム、受験対象となる実務者研修は平成34年12月31日までに修了したもの  
 よって、平成34年1月1日以降に修了する実務者研修は平成33年度試験の受験資格とはならず、平成34年度試験の受験対象となるため、平成34年1月1日以降に修了する実務者研修の開始日から見直し後のカリキュラムを適用する。

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
						H33.10.1 研修開始日			H34.3.31 研修修了日		
						← 変更届 (事前) の提出 (3ヶ月 前まで) →	← 内容審 査、必 要に 応 じて補 正 →				
							H34.1.1				

### 4-②. 修業年限6ヶ月等の実務者施設

(平成33年12月31日以前に修了する研修は行わず、平成34年1月1日以降に修了する研修のみを行う施設、つまり新たに指定を受ける施設の例)

(例)

- ・ 研修の修了日が平成34年1月15日
- ・ 修業年限が1ヶ月
- ・ 研修の開始日が平成33年12月16日

平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～	4月～	10月～
									H34.1.15 研修修了日		
						← 設置計画書 の提出 (9ヶ 月前まで) →	← 指定申請書 の提出 (3ヶ 月前まで) →	← 内容審 査、必 要に 応 じて補 正 →			
										H33.12.16 研修開始日	